

6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の国内本支店窓口（原則として、その定期預金をお預け入れいただいている取引店に限ります）で、この口座に預け入れられた個別定期の満期日以後に、元金と利息を払い戻します。 ・ 目標日の指定がある場合は、目標日（入金口座の解約等により目標日以後となることがあります）に一括して解約し、元金と利息をあらかじめ指定の入金口座に入金します。 ・ 事前に、この口座に預け入れられた個別定期の満期日に、一定の金額または口座の残高全額を払い戻すように指定がある場合には、指定どおりの手続により元金と利息を入金口座に入金します。なお、解約した元金と利息についてこの入金の手続の後に残額がある場合には、その残額をこの預金に預け入れます。 ・ この預金口座が総合口座取引の担保として組み入れられている場合には、個別定期の解約元利金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・ この口座に預け入れられるスーパー定期と大口定期については、そのお預入日・お預入金額・お預入日数に応じて、店頭表示の利率を適用します。 （注）それぞれの定期預金の満期日の定め方・金利については、窓口におたずねください。 ・ 各定期預金の満期日前の解約時、また、満期日を過ぎての解約時に適用される利率については、それぞれスーパー定期または大口定期の定めによります。 ・ この口座に預け入れられた各定期預金の利息は、前記「払戻方法」にある指定口座への入金等により支払う以外は、この口座に定期預金として再び預け入れられます。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、利息を計算します。 ・ 個人のお客さまは分離課税（国税15%および地方税5%、合計20%）、法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を店頭で行うことによりマル優（非課税）の取扱を受けることができます。
8. 手数料	<p style="text-align: center;">—————</p>
9. 付加できる特約事項 ○総合口座取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さまの場合、この口座を総合口座取引の担保として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（当座貸越といいます）を利用することができます。 なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 ・ この預金口座と、《ベスト・ユニット》または《いずみ》を同時に総合口座取引の担保に組み入れることはできません。
10. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
11. 元本欠損リスクと要因	<p style="text-align: center;">—————</p>
12. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、スーパー定期・大口定期それぞれの中途解約利率を適用します。
13. 想定されるリスク	<p style="text-align: center;">—————</p>

